



令和3年3月26日
中部地方整備局
港湾空港部

令和3年度発注案件(港湾空港関係)における 工事及び業務の総合評価の評価基準の見直しについて

中部地方整備局(港湾空港関係)においては、「担い手の育成・確保」、「働き方改革」等の取組を推進することを目的として、令和3年4月1日以降に公告する発注工事・業務に適用する総合評価の評価基準を見直します。

主な見直し内容(工事)

- ・「施工能力評価型(I型・施工計画重視型)におけるチャレンジ型の新設
- ・「港湾空港関係における建設BCPを認定された企業」の評価

見直しの詳細については、[港湾空港部ホームページに公開](#)しますので、お知らせします。

1. 総合評価の評価基準の見直しについて

- ・令和3年度中部地方整備局(港湾空港関係)発注案件における工事及び業務の総合評価の評価基準の見直しについて公開します。
(令和3年4月1日以降に公告する案件より適用されます。)

2. 総合評価落札方式の運用方針(工事)について

- ・令和3年度総合評価落札方式の運用方針(工事)を公開します。

3. 配付資料 別紙のとおり

関係資料については、下記URLに公表しています。

港湾空港部ホームページアドレス：<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>

- ### 4. 配布先
- 中部地方整備局記者クラブ、中部専門記者会、名古屋港記者クラブ、豊橋市政記者会、静岡県政記者クラブ、静岡市政記者室、三重県政記者クラブ、四日市市政記者クラブ、港湾新聞社、港湾空港タイムス、日本海事新聞社、海事プレス、マリタイムデーリーニュース

5. 問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 港湾空港部 品質確保室

技術審査官 老平 武弘(おいだいら たけひろ)

品質確保室長 森角 信三(もりかく しんぞう)

TEL: 052-209-6331、FAX: 052-209-6333

令和3年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（工事）

令和3年3月26日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和3年4月 1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下のホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

総合評価落札方式の評価基準の見直しについて

1. 総合評価の種別と配点

- ・チャレンジ型の新設

「施工能力評価型（I型・施工計画重視型・チャレンジ型の新設）」

..... 1

2. 地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

- ・「災害時の事業継続力の認定状況の評価」の追加

..... 2

- ・「ボランティア活動実績評価期間」の見直し

..... 4

3. その他基準関係の明確化について

- ①「企業の能力等」の基準の明確化

..... 5

- ②「技術提案」の基準の明確化

..... 5

1. 総合評価の種別と配点

方針 チャレンジ型の新設

「施工能力評価型（I型・施工計画重視型・チャレンジ型の新設）」

実績評価の比率を下げ、技術提案力をより高くすることにより「担い手確保や育成を目指す中小企業」の参加が想定される工事や、その他実績評価の比率を下げることで受注機会の拡大をはかることが望ましい工事については、

チャレンジ型を適用できるように「施工能力評価型（I型・施工計画重視型・チャレンジ型）」を新設する。

難易度Ⅲの「S型（WTO、チャレンジ型）以外」の工事に適用

現行基準

- 施工能力評価型（I型・施工計画重視型）

総合評価対象（40点）			
施工計画 20点	企業の 能力等 8点	技術者の 能力等 8点	地域精通 度・貢献 度 4点

- 施工能力評価型（I型）

総合評価対象（40点）			
施工計画 （可か不可のみ を評価）	企業の 能力等 16点	技術者の 能力等 16点	地域精通 度・貢献 度 8点

- チャレンジ型の設定なし



新基準

- 施工能力評価型（I型・施工計画重視型）

総合評価対象（40点）			
施工計画 20点	企業の 能力等 8点	技術者の 能力等 8点	地域精通 度・貢献 度 4点

- 施工能力評価型（I型）

総合評価対象（40点）			
施工計画 （可か不可のみ を評価）	企業の 能力等 16点	技術者の 能力等 16点	地域精通 度・貢献 度 8点

【新設】

- 施工能力評価型

（I型・施工計画重視型・チャレンジ型）

総合評価対象（30点）		
施工計画 20点	企業の能力等 5点	技術者の能力等 5点

2. 地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

方針 「災害時の事業継続力の認定状況の評価」の追加

中部地方整備局管内の建設会社が備えている事業継続力を評価し、適合した建設会社を認定・公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、もって中部地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上、ひいては地域防災力の向上を目的とする「建設BCP認定制度」が令和2年2月より開始された。

◆港湾空港関係における建設BCP認定制度について

1. 目的

- 本制度は、建設会社における事業継続計画の策定を促進するとともに、中部地方整備局の港湾空港関係の災害協定に基づき、災害対応業務の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上を目的とするものである。

2. 港湾専門項目の必要性

- 中部地方整備局は、大規模災害時において、緊急確保航路等の航路啓開及び港湾施設の早期復旧に取り組む責務を担っており、その実施に際しては建設会社の協力が必要不可欠。
- 実施にあたっては、津波及び高潮に伴う警戒・注意報等の情報並びに気象・海象条件を適切に見極めた上で、作業船団等による海上作業や堤外地での作業となるなど、その厳しい現場条件等を熟知しておく必要がある。
- そのため、港湾専門項目を設定することで、建設会社には、港湾特有の現場条件等を考慮した実効性のある事業継続計画の作成を期待するもの。

3. 認定の概要

- 認定は、評価要領（共通項目）及び評価要領（港湾空港専門項目）をもとに評価を行い、適合した申請会社に対し、中部地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、3年間の有効期限をもつ認定証を発行する。

スケジュール

【令和2年度 第1回受付】

令和2年	2月	制度開始・申込み案内
	4月	BCP受付開始
	5月	受付締切
	10月	BCP認定

【令和2年度 第2回受付】

令和2年	9月	申込み案内・BCP受付開始
	10月	受付締切
	1月	BCP認定

令和3年度 港湾工事の総合評価
による加点を開始

2. 地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

方針 「災害時の事業継続力の認定状況の評価」の追加

建設会社における事業継続計画の策定を促進するために令和3年度から、「中部地方整備局の港湾空港関係における建設BCPを認定された企業」について評価を実施する。

WTO、チャレンジ型以外の「港湾土木工事（A及びB等級対象工事）」、「港湾等しゅんせつ工事（A及びB等級対象工事）」に適用

現行基準

特になし

新基準

- 中部地方整備局が、認定した企業が備えている基礎的事業継続力について評価する。
- 認定書に記載される有効期限日以内（3年間）にあること。（令和2年10月認定開始）
- 中部地方整備局（港湾空港関係）における災害時建設事業継続力認定を受けた社を評価
- 認定企業一覧については、中部地方整備局のHPにより確認すること。

◆「災害時の事業継続力の認定状況」の評価表

新規追加

評価項目		評価基準	配点	
災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度（中部地方整備局の港湾空港関係）での認定の有無	認定あり	1.0点	1.0点
		認定なし	0.0点	

2. 地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

方針 「ボランティア活動実績評価期間」の見直し

「ボランティア活動実績評価期間」について、新型コロナウイルスの影響を踏まえて、対象期間を現在の公告日の前年度に「前々年度」を加え対象期間を拡大する。

WTO、チャレンジ型以外の工事に適用

現行基準

- 中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰[過去5年間]、又は前年度のボランティア活動実績※

※国又は地方公共団体（港湾管理者・自治会を含む）が主催又は後援する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局（港湾空港関係）がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認する。



新基準

- 中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰[過去5年間]、又は「前々年度～前年度」のボランティア活動実績※

※国又は地方公共団体（港湾管理者・自治会を含む）が主催又は後援する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局（港湾空港関係）がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認する。

◆「ボランティア表彰・ボランティア活動実績」の評価表

見直し前



評価項目		評価基準	配点
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰[過去5年間]、又は前年度のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり	1.0点
		表彰なし及び実績が4回未満	0.0点

見直し後

評価項目		評価基準	配点
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰[過去5年間]、又は「 <u>前々年度～前年度</u> 」のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり	1.0点
		表彰なし及び実績が4回未満	0.0点

3. その他基準関係の明確化について

①「企業の能力等」の基準の明確化

- ◆登録海上起重基幹技能者(海上起重)、建設マスター等を配置する工種の対象を明確化
- 登録海上起重基幹技能者(海上起重)、建設マスター等の配置について、当該工事において代表的な工種で且つ品質確保への寄与度が高い工種に限定して契約図書等に配置する工種を明記する。

②「技術提案」の基準の明確化

- ◆オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の明確化
- オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例について「判断材料として評価しない具体例」等の追加

令和3年度 評価基準の見直しについて (業務)

令和3年3月26日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和3年4月1日以降に公告（公示）する業務より適用するものです。
- ◆個別の業務に適用される評価項目等は、各業務の入札説明書を参照してください。
- ◆本公表内容は変更する場合がありますので、以下のホームページで随時ご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

1. 新たな技術者資格(当該業務に特化した資格) 追加について1
2. 競争参加資格確認申請書(参加表明書)における提出資料の簡素化について2
3. 過年度関連業務資料(提供資料)のデジタル閲覧について...3

1. 新たな技術者資格（当該業務に特化した資格）の追加について

- 令和3年2月10日付けで国土交通省登録技術者資格として新規登録された「**港湾海洋調査士（総合部門）**」を「当該業務に特化した国土交通省登録資格」として追加する。

「当該業務に特化した資格」に該当する業務の評価イメージ

- 最高点評価は、「技術士又は博士」+「当該業務に特化した資格」の両方保有している場合とする。
- 次点評価は、「技術士又は博士」若しくは「当該業務に特化した資格」のいずれかを保有している場合とする。

管理技術者等保有資格

※配点例 (簡易型)

両方保有で最高点評価

1位 (20点)

○「技術士又は博士」に加え、
「当該業務に特化した資格」を保有

幅広い範囲の業務
をカバーする資格

2位 (16点)

○「技術士又は博士」
若しくは「当該業務に特化した資格」

いずれかの保有

3位 (12点)

○国土交通省登録技術者資格

当該業務に
特化した資格
を除く

4位 (8点)

○上記以外の資格(適宜設定)

「当該業務に特化した国土交通省登録資格(2点)」			
	施設分野	業務名	資格名
1	港湾施設	維持管理計画策定業務、点検・診断、設計	海洋・港湾構造物維持管理士
2	港湾施設	設計及び維持補修設計	海洋・港湾構造物設計士
3	港湾	深淺測量・水路測量	水路測量技術 1級(沿岸) 水路測量技術 1級(港湾)
4	港湾	深淺測量、磁気探査・潜水探査、 気象・海象調査、地質・土質調査、 海洋環境調査	(今回追加) 港湾海洋調査士(総合部門)
5	港湾	深淺測量	港湾海洋調査士(深淺測量)
6	港湾	磁気探査・潜水探査	港湾海洋調査士(危険物探査)
7	港湾	気象・海象調査	港湾海洋調査士(気象・海象調査)
8	港湾	地質・土質調査	港湾海洋調査士(土質・地質調査)
9	港湾	海洋環境調査	港湾海洋調査士(環境調査)

該当する業務に特化した資格がある場合

当該業務に特化した資格以外の登録資格 例)RCCM

例)APECエンジニア、発注者が同等の経験と能力を有すると認めた者

2. 競争参加資格確認申請書(参加表明書)における提出資料の簡素化について

・競争参加者の負担軽減を図るため、競争参加資格確認申請書(参加表明書)における提出資料のうち、企業の実績及び配置予定管理技術者の実績の確認資料を簡素化する。

(TECRISに登録された内容で業務実績の内容が確認できる場合は、TECRIS番号の記載のみとし、TECRIS登録内容出力データの添付を不要とする。)

現行

5) 関連資料

「同種又は類似業務」の業務実績として記載した業務に係る契約書等の写し(業務実績の内容及び配置予定管理技術者(若手技術者を配置予定管理技術者として登録し、技術指導者を配置する場合は技術指導者)が業務に従事したことが確認できる契約書、仕様書、業務計画書、業務報告書等の該当ページ)を提出すること。

ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」に登録されており、業務実績の内容及び配置予定管理技術者(若手技術者を配置予定管理技術者として登録し、技術指導者を配置する場合は技術指導者)が業務に従事したことが確認できる場合は、その出力データを証明資料として添付すれば、契約書等の写しを提出する必要はない。

なお、「同種又は類似業務」としての実績が全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の発注した業務に係る実績である場合にあっては、請負業務成績評定通知書の写しを添付すること。



新

5) 関連資料

「同種又は類似業務」の業務実績として記載した業務に係る契約書等の写し(業務実績の内容及び配置予定管理技術者(若手技術者を配置予定管理技術者として登録し、技術指導者を配置する場合は技術指導者)が業務に従事したことが確認できる契約書、仕様書、業務計画書、業務報告書等の該当ページ)を提出すること。

ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム(以下「TECRIS」という)」に登録されており、かつ、その登録内容によって業務実績の内容及び配置予定管理技術者(若手技術者を配置予定管理技術者として登録し、技術指導者を配置する場合は技術指導者)が業務に従事したことが確認できる場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

なお、登録されている業務であっても、TECRISの登録データで必要な全ての内容が確認できない場合には、業務実績の内容や配置予定管理技術者が業務に従事したこと等が確認できる書面を提出すること。

なお、「同種又は類似業務」としての実績が全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の発注した業務に係る実績である場合にあっては、請負業務成績評定通知書の写しを添付すること。

3. 過年度関連業務資料のデジタル情報による閲覧について

- 入札契約手続き作業の負担軽減及び効率化を図るため、令和2年度から原則として公募方式において実施、また、新型コロナウイルス感染防止対策として現在一般競争方式まで拡大して実施している過年度関連業務資料のデジタル情報での閲覧について、令和3年度においても引き続き全業務において実施する。

【手続きイメージ】

